

【事務局(加納)】 それでは、お時間のほうおくれておりますが、ただいまから、第6回ハンセン病検証会議第7回検討会の合同会議を開催させていただきたいと思います。

まず最初に、お手元の資料を確認をさせていただきたいと思います。配付資料とある中に記載がございますが、このほかに本日は、5種類ほど追加資料を出させていただいておりますのでご確認いただきたいと思います。前回の、この前に行われました検討会からご出席をされている方については同じ資料となりますので、それがお手元にあるようでしたら、それで結構でございます。

まず1枚目が研究協力体制について、2003年2月26日、検討会委員長と題された書類。次に検討会・調査要領(案) 2003年2月26日と題された書類。もう一枚、2003年2月26日、検討会調査班アドバイザー候補者と記載されております書面。同じく平成15年2月26日付とされております、要望書と記載されている宇佐美委員からの書面。訓覇様のお名前の書かれております経歴書、以上5点が追加資料として出されておりますので、もしお手元がない方がいらっしゃいましたら、事務局のほうまでご連絡いただければお持ちいたします。

本日の議事進行ですが、お手元にあります議事次第の順序を若干変更させていただきたいと思います。まず、第1番目ですが、申しわけありませんがこの項目から落ちておりましたが、検討会の調査班についてのご報告をいただきたいと思います。続きまして、第2番目として検討会委員の補充についてご報告をいただきたいと思います。第3番目といたしまして、平成14年度の間接報告書についてのご報告をいただきたいと思います。第4番目に、事務局から今後のスケジュールについてご説明をしたいと思います。最後に5番目といたしまして、情報開示についての討議をさせていただきたいと思います。本日の進行を以上のようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、座長、よろしいでしょうか。

【金平座長】 それでは、第6回の検証会議と第7回の検討会の合同会議を始めます。

検討会の皆様方には、きょう1時からずっと会議で今まで大変熱心なご討議ございましたので、引き続きでご苦労さまでございますが、どうぞよろしく願いいたします。終わりの時間は、4時半という形で進めたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

まず、最初が調査班の報告ということでございます。これは内田副座長のほうからお願いいたしますが、その前に、先ほどの検討会でも、この調査班につきましては十分検討会の皆様はご検討くださったんですが、検証会議の皆様がまだよくご存じない点があるかと思っておりますので、まず、調査班というものについての位置づけを、検討会の委員長、井上先生が

らお願いいたします。

【井上検討会委員長】 後で、今の進捗状況それから内容等については内田委員のほうから報告していただきますが、その前に、今ご説明ありました調査班というものをつくって実態調査、特にハンセン病患者さん家族とその被害の実態調査をするということで取り組んでいますので、その点について、いわば再確認をしていただきたいと思いますので発言させていただきます。

検討課題の中にも、被害の実態解明ということ、特に人権侵害の状況について明らかにするというのは重要なテーマになっていまして、それについて取り組んできたわけです。検証会議でも随時ご報告はしていましたが、いよいよ来年度に入って実態調査に入るといふ段階に来ましたので、改めてその実態調査の意味と体制について確認していただきたいということです。

意義についてはもう繰り返すまでもないと思いますが、今申し上げましたように、この検証会議、検討会の重要な事業として位置づけられて進められているということ、このことをまずご確認いただきたいと思います。と申しますのは.....。

【金平座長】 お手元に検討会調査要領(案)としてお配りしてあると思います。

【井上検討会委員長】 要領を、今、そういうものをつくって調査に取り組もうということで、これは後で内田委員のほうから報告いただきます。この事業が13園の全園、それから、全在園者及び退出された方等含んで取り組むということで進めてきましたので、当然に、その費用、人員、これはこの検討会全体、検証会議全体でいわば総力を挙げて取り組んでいただくという課題だと思います。このことも既にご承認はいただいていると思いますので、再確認をさせていただきたいということです。

今の体制だけお話ししますと、調査班を検討会の中に設けまして、その調査班を中心に作業を進めています。今のところその委員は、森川委員が責任者ということで、松原洋子委員、能登恵美子委員、内田博文委員に私に加わってその調査班を形成しています。そのほかにいろいろなアドバイザー等、これは後でまたご提案しますが、協力をしていただく方が今、相当な数に上ってきていると。その先に、具体的に調査をする調査委員も今、組織といいましょうか、協力をお願いをしているところであります。もう一方、これはこの後またご提案させていただきますが、訓覇浩委員に検討会委員として加わっていただきますが、既に調査班にオブザーバーとしては参加していただいている、こういう体制であります。この調査班を中心に協力者と議論を重ねて、いよいよ調査の準備も佳境に入っているというのが現状でありまして、先ほど申し上げました来年度、できれば6月からは本格的に実施したいというようなことで進めているわけです。

それで、具体的中身について、では.....。

【金平座長】 それでは、中身のほうを内田先生、お願いします。

【内田副座長】 私のほうから、調査班の現在の状況あるいは今後の状況というようなことにつきまして、少しご報告をさせていただきたいと思います。

なお、先ほどの検討会の席上、調査班の責任者の森川委員のほうからご説明がございまして、検討会でご承認をいただいたということでございます。

お手元に検討会・調査要領（案）というのがございますので、それをまずごらんになっていただければと思います。これは、先ほどの検討会でご承認をいただいた案でございます。

まず、最初のところで、「ハンセン病問題に関する検証会議運営要綱第2条により設置された『検討会』は、検証会議が定めた『ハンセン病問題に関する検証事業における検討課題』において示されたハンセン病隔離政策による被害実態に関する聞き取り調査の重要性に鑑み、被害実態調査班を組織して、以下の調査要領に基づき、全国のハンセン病療養所入所者、退所者及び非入所者、ならびにその家族を対象として聞き取り調査を行う」ということで、基本的な性格づけをここでしております。

次に、目的でございますが、「この調査は、ハンセン病隔離政策のもとでの隔離収容による被害、隔離生活による多種多様な（医療、労働、優生、名誉及び生活全般）被害、社会的差別、偏見による被害、社会内での医療を受けられない被害、資格制限、就労制限その他社会生活全般にわたる人生被害を聞き取り、その経験を集積してハンセン病隔離政策がもたらした被害の全体像とその特徴を明らかにし、ハンセン病隔離政策の歴史的な誤りを確認たる事実として記録にとどめ、これに基づき被害の回復と、再発の防止を図ることを目的とする」という形で、検証会議の目的との関係をここで規定しております。

次に、調査の内容・調査票でございますが、(1)の から までに掲げられた事項を基本とするということでございます。あくまでもこれは基本ということでございます。それから、「調査班は各地域・各療養所における諸事情に応じて、個別的な調査事項を付加することができる」ということで、療養所におきましてそれぞれの特徴に応じまして、さらにこの基本につけ加えるようなものもつけ加えて行うということでございます。それから、「調査班は右の各調査事項について質問項目を明記した調査票を作成する」ということで、調査票を使って行うということをここで掲げております。

次に、調査班の体制・調査員の義務でございますが、「調査は各地域・各療養所ごとに調査責任者及び調査委員を置いて行う」となっております。「調査責任者は検討会委員と」とすると、「担当地域・療養所の調査を統括する」ということでございます。また、「調査員は調査班が推薦し、検討会の承認に基づき、財団法人日弁連法務研究財団が委嘱する」という形にしてはということでございます。それから、「調査班には社会調査・フィールドワークの専門家をアドバイザーとして置くことができる。また、調査を実施するにあたり必要に応じて協力者を置くことができる」ということになっております。それから、さらに「調査責任者及び調査員は前項の調査事項について調査票を用いて調査に従事する」ということでございます。それから、「調査員は、この調査の目的に同意し、プライバシーの保護義務を遵守する旨の誓約書に署名して、調査員名簿に登録しなければならない」と。

次は、関係機関への協力要請ということで、調査に当たりましてさまざまな機関に調査

への協力を要請することがうたわれております。

次に、調査報告書の作成でございますが、「調査班は調査結果を編集して調査報告書案を作成し、『検討会』に提出する」。検討会でご審議をいただくということでございます。

次に、記録物の保管についても特にメンションが必要だろうということでございまして、「調査によって得られた全ての記録物は、調査の期間中、『検証会議』及び『検討会』の事務を運営する財団法人日弁連法務研究財団が保管する。調査終了後の記録物の保管・廃棄については、プライバシー保護の観点を中心に考慮して」、さらに「あらためて慎重に検討する」と。

次に、最後でございますが、プライバシーの保護ということで、「調査班は調査によって得られた全ての記録について、プライバシー情報を保護する。とりわけ調査班は調査報告書案を作成するにあたり個人が特定されないように必要な措置をとる」と。

こういう形でこういうことを基本方針として調査を行うということでございまして、先ほど申し上げましたように、この要領（案）は先ほどの検討会に提案されまして、ご了承ということでございます。

次に、調査の方針でございますが、現在、調査の方針としてうたわれておりますのは、面接方式で行うと。調査員の方が入所者、退所者、非入所者、家族、そういった方々に対して面接方式で聞かせていただくと。その際、調査票を使用すると。それから、たくさんの方々の調査員の方々が当たられますので、いろんな問題の発生を避けるということもございまして、調査実施マニュアルを詳細なものを作成して、これに従ってやっていくというようなことが基本方針ということで、今、確認されているところでございます。

ただ、どういうものを調査票としてつくるか、あるいは調査実施マニュアル、どういうものをつくるかということにつきましては、どのような報告書を作成するかということともかわることでございますので、どのような報告書を作成するかというようなことも視野に入れながら、慎重にさらに詰めていくということでございます。

また、要領（案）の中にございますように、フィールドワークの専門家の方々のアドバイスを聞くことも必要だということでございますので、そういった方々のアドバイスを聞きながら現在進めているところでございまして、まとめれば検討会及び検証会議のほうにご報告ないしご提案していただきまして、再審議を仰ぐというふうにしていきたいと考えているところでございます。

それから、アドバイザー及び協力者ということが要領（案）のところでもうたわれておりますが、その具体的な固有名詞につきましては先ほど検討会で出ておりますので、また後ほど、井上先生のほうから検証会議のほうに正式にご報告ないしご提案があるかと思っております。

それから、たくさんの方々、現在200名ぐらいの調査員の方々が必要ではないかと言われておりますが、この200名ほどの調査員の方々を検証会議でどのように位置づけるかということにつきましては、さらに検討すべきことがございますので、事務局のほうで

もご提案いただきまして、詰まった段階で検討会、検証会議のほうにご提案していただくことになろうかと思っております。

なお、非常に難しい調査に従事していただくということもございます。それから、プライバシー保護という問題もございますので、この調査員の方々につきましてはプロの方々をお願いしたいというようなことで、現在、交渉中ということでございます。

今後のスケジュールでございますが、6月から調査を開始したいと。12月末日ぐらいまでに終わって、1月からは分析を開始すると。分析にかなり時間を要するという話でございますので、遅くとも1月ぐらいから分析を開始して、来年の3月末日に中間報告書案を作成すると。このような段取りでさせていただきたいと今話し合っているというところでございます。

それを前提にいたしまして、準備事業の一環として、調査員のうちの主立った方々と打ち合わせをします。周到に打ち合わせをする必要があるということから、3月の21あるいは23日に仙台、東京、岡山、熊本、那覇といった各地で打ち合わせ会をしてはどうかということで話は進んでおります。

また、全調査員の方々に集まっていただきまして、さらに打ち合わせ会を行うと。そして周到に詰めるということ、6月から開始ということでございますので、5月の段階にする必要があるのではないかとということで、今、話が進められているというところがざっとしたところでございます。

【金平座長】 ありがとうございます。

それでは、今、内田副座長のほうからご報告いたしましたので繰り返しません、大体おわかりいただけましたでしょうか。このペーパーに基本的なところは書いてございますし、先ほど検討会のほうで大体この内容につきましてはご了承があったところでございます。きょう、ここで、検証会議のほうで皆様方がご了解いただきましたら、この「(案)」を取りたいと。そして、具体的に調査に入らざるを得ませんので、入りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

まず、検討会の皆様方は何回もやっていらっしゃるから、もうよろしければ、検証会議のほうの委員の方で何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にご質問がないようでございますので、今、内田先生からもおっしゃいましたように大変膨大で、やはり広範囲で、しかも現在だけじゃなくて過去の問題にわたりますので、大変難しい調査になると思いますので、こういう体制をとりながら中身に入っていただきたいと思っております。これで、検証会議としてもご承認いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたものとして、ここにございます「(案)」を取りたいと思います。検討会並びに調査員の皆様方、どうぞこれから具体的な調査にお入りいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、2番目の議題に移ります。その検討会委員の補充についてお諮りしたいと思

います。これは、検討会の委員長、井上先生からお願いします。

【井上検討会委員長】 議題では検討会委員の補充になっているんですが、今ご承認いただきました調査要領の点と絡みますので、これ、検討会委員等の補充というか、そうしていただいて。

まず最初に検討会委員の補充ということでお願いしたいと思います。先ほどもちょっと申し上げました訓覇浩さんに検討会委員ということでお願いしたいということなんですが、その前の前提として実は、「研究協力体制について」というきょうの追加資料の1ですね、これをごらんいただきたいんですが、ないですか。ナンバーは入っていないんです。「研究協力体制について」という文書です。「(提案)」となっていますが、これはありませんか。皆さんのところは、ない方、ちょっと手を挙げていただけますか。座長にないそうです。そちらは大丈夫ですか。行っているところと行っていないところがある。よろしいですか。

今までの作業を進めていく中で、いろいろな方に協力していただかなければならないと。そのときに、それぞれいわば役割と手続、それから待遇といいたししょうか、条件を明確にする必要があるだろうということで。これも検討会、それから検証会議でもいろいろお話ししてきました。口頭でもお話ししてきましたが、それをまとめたものがこの文書です。

それで、検討会では承認されましたので、それに基づいて、まずこれをご提案して、承認していただいて、この手続ののっとなって委員の増員等をお願いしたいということになりますが、よろしいですか。

まず最初に検討会委員の増員ですね。検討会委員として活動していただくことが不可欠と認められる場合に、この増員を図ると。そして、その方については、研究費等の取り扱いはもちろん検討会委員としての取り扱いになるということです。そういうことですから、手続については、推薦を受けて、これはそれぞれの方の推薦ということですが、検討会委員、検証会議委員の推薦ということですが、それを検討会の運営委員会に提案して、そこで議論をして、運営委員会が提案を検討会にすると。検討会の承認を受けて、さらに検証会議の承認を受け、法務研究財団が委嘱するという手続で増員をするということですね。

それから、もう一つの類型が、検討会として研究協力をしていただくが、検討会委員としての活動をしていただくほどではないということで、検討会全体として協力を求めることが不可欠で、配慮が必要と認められる場合には、検討会・研究協力者を置くということですね。それで、研究費や謝金等については検討会全体で配慮する。つまり検討会全体でお願いするわけですから、それにふさわしい配慮をするということです。手続的には、しかし、上の検討会委員の増員と同じようにきちとした手続をお願いして、委嘱という形でお願いしたほうがいいたらうということです。

それから、3番目の類型ですが、検討会委員・協力者の委嘱ということで、検討会委員が協力を求めるということですね。検討会全体でお願いするという形でなくて、委員がいわば個人的に、もちろん会議、検討会の趣旨に沿った方をお願いするということですが、そういう調査研究に必要な方をお願いするということです。その際には、研究費や謝金は

検討会委員個人への配分枠の中で配慮するというのでどうかということです。ですから、手続はやや簡略化して、検討会委員が提案して、検討会で承認して、検証会議には報告をすると。検証会議が委嘱をすると。法務研究財団でなくて、検証会議の委嘱で足りるであろうということです。

こういう3つの類型を一応考えて、検討会でも承認をいただいたということです。

【金平座長】 ありがとうございます。今まで、検討会のほうで種々研究の範囲、また、研究の方法その他ご検討くださいまして、やはり増員が必要ということ。それからもう一つは、研究会メンバーだけでなく協力者の必要がある。さらに、もう少し、名称は同じ協力者と言うんですね。協力者と言うのでちょっとややこしいですが……。

【井上検討会委員長】 そうです。検討会委員・協力者です。

【金平座長】 検討会委員・協力者と検討会・協力者ですか。こういう形で、こういう委員をどうしても置きたい、協力体制をとりたいということでございます。たびたび申し上げますが、検討会で十分ご検討になっておりますので、きょう、ここで検証会議の皆様方にご提案でございますが、これを検証会議として認めてよろしゅうございましょうか。何かありますか。はい、どうぞ、筈委員。

【筈委員】 検証会議の筈ですが、今の提案、大変大切なものだと思いますし、必要だと思います。しかし、実際問題として、平成15年度の検証会議、検討会に対する厚生労働省の予算というのが大幅に削られました。ですから、こういう増員して、それで研究体制を強化し、しかも、同時にそれに伴う経費がここにもうたわれていますが、そういう問題について予算が大幅に削られているという中で、これをどのように対処するかと、そういう点での討議はあったんでしょうか。

【金平座長】 これは井上委員長からお答えをお願いします。

【井上検討会委員長】 その点は重大なことですので、予算の点も考えながら、しかし、実際作業を進める上では、実はこれから増員をお願いしますが、それでもなおかつ、分野的にもあるいは量的にもカバーできないような状況ですので。予算は、例えばこれは1人当たりの研究費が減るというようなことはあっても、お願いする方にはお願いして、研究調査を充実させることが大事だろうという。その趣旨でこれからご提案するわけです。

それから、このように3つの類型を設けて、さらに、実は実態調査で調査員というので、これも後でご検討をお願いしますが、このように4つの類型になるわけですが、それは検討会、検証会議の側の都合でお願いするという面もあるんですが、きちっとした位置づけをするほうが、お願いした方が活躍しやすいだろう、活動しやすいだろうということもありまして、手続的にきちんとして、委嘱もきちんとして活動していただくと、そういうことで考えたわけです。

【筈委員】 いずれにしても、厚生労働省に対する我々の検討会、検証会議の姿勢というのをもう一度きちんと示す必要があるだろうと。こういう問題でもあいまいにはいけないんじゃないか。我々はこれだけ真剣に取り組んでいるのに、しかも、前年度の実績も見

ずして、いきなり大幅に予算を削るというようなことは、ほんとうに何のために我々に検討させているのか。そういう問題が残っていると思いますので、これに対する対処の仕方  
も、検証会議、検討会でそれぞれやはり厚生労働省に対する我々の姿勢をこれからも示  
していく必要があるのじゃないかということをお願いしておきたいと思ひます。

【金平座長】 ありがとうございます。一応、きょうの段階ではご意見ということで  
確認したいと思ひます。

それでは、今、証委員のほうから、経費の問題その他も十分検討した上でのことかとい  
うご確認がございましたが、一応、ご確認の上でございますので、やはりより充実した調  
査をこの段階でやりたいという形で、検討会のほうでこういう結論が出されたと思ひま  
すので、これを認めたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

では、これは検証会議として研究協力体制というものの提案を承認したいと思ひます。  
今後、どうぞよろしくお願ひします。

実際に、1と2のほうは、法務研究財団のほうで委嘱するということでございますね。

【井上検討会委員長】 はい。

【金平座長】 それでは、一応この体制についてご承認いただいたことにして、検討会  
委員の増員について、具体的なことでご提案がございましたらどうぞ。

【井上検討会委員長】 どうもありがとうございます。ということで、早速検討会委  
員の増員をお願いします。これも資料、これはナンバー入っていないんですが、訓覇浩さ  
んの履歴それから業績一覧ですが、お手元にありますでしょうか。見ていただければわか  
りのように、この間議論をしてきまして、運営委員会でも議論しまして、宗教、社会福祉、  
それから医療等ですね、それぞれの分野、いわば分野的に補強する必要があるだろうとい  
うことで、まず、第1番目に宗教分野ということでご参加いただきたいということであり  
ます。

今、真言大谷派の僧侶をされているということで、これを見ていただければよろしいかと  
思ひます。宗教の界の責任等を検討していただくと。単に仏教界だけではなくて、キリス  
ト教その他の宗教界全体についても造詣の深い方だということでご推薦申し上げるわけ  
であります。

手続的に、これも一緒にご提案してよろしいでしょうか。検討会で承認もされましたの  
で、きょうこの検証会議で承認していただいて、財団での委嘱ということをしてできるだけ早  
くやっていただいて、できれば今月中あるいは3月5日までにはやっていただきたいとい  
うことでありますので、よろしくお願ひします。それで、具体的に加わりますのは、調査  
班の班員としても今加わっていただいておりますので、委嘱状が出た時点で参加していただ  
くということをお願いいたします。

【金平座長】 それでは、具体的な検討会のメンバーとして訓覇浩さんのご推薦ござい  
ました。これで承認してよろしゅうございませうか。お話がありましたように、宗教関  
係の分野でお一人ということですとお名前が挙がり、ご検討の結果だと思ひます。特別



ご反対がなければ、これを承認したいと思っておりますので、よろしゅうございますか。

では、そのように決定いたしたいと思っております。ありがとうございました。

それでは……。

【井上検討会委員長】 今度は、検討会の研究協力者の件です。

【金平座長】 では、検討会・協力者のほうをお願いいたします。

【井上検討会委員長】 これも追加資料で出ています、2003年2月26日検討会調査班アドバイザー候補者ということで、この資料、お手元にありますでしょうか。先ほどからの実態調査の調査班で検討しました結果、アドバイザーということでお願いしたい方4名をここに挙げているわけです。実際の調査につきましては、やはり調査専門の方の協力がどうしても不可欠だということで、実際は既に参加していただいておりますが、これを正式に検討会の研究協力者ということで委嘱させていただきたいということです。

お名前だけ申し上げますと、福岡安則さん、桜井厚さん、蘭由岐子さん、青山陽子さん。簡単な紹介をここに載せさせていただきました。やはり一応経歴それから業績等について詳しいものも必要だと思いますが、申しわけないんですが、きょう、この段階で承認していただいて、次回に詳しい履歴、業績等をお出ししたいと思います。中身はアドバイザーという名前になっていますが、検討会の位置づけで言いますと、検討会・研究協力者ということ、これが正式な名称になるということです。よろしく申し上げます。

【金平座長】 それでは、きょうのところは、4人の方のお名前が挙がっております。これは、こちらのほうで言えば、検討会・研究協力者ということでございます。役割としては、ここにありますように、調査班のアドバイザーの役割をとっていただくことになるかと思っております。これも承認してよろしゅうございますでしょうか。

【宮田委員】 ちょっと混乱しちゃってわからなくなったんですが、調査の調査員とアドバイザーとは別なんですね。調査員は……。

【井上検討会委員長】 これから今。

【宮田委員】 これはまた別個に……。

【井上検討会委員長】 ええ、また別個をお願いします。

【宮田委員】 わかりました。

【井上検討会委員長】 アドバイザーです。

【金平座長】 アドバイザーの役割をする研究協力者でしょう。

【井上検討会委員長】 そうです。

【金平座長】 検討会のほうで必要な方をいろいろとやっぺらっぺらうちに、いろんな名前が使われておりますが、大体きょうでオーソライズできたと思っております。実際はアドバイザーの役割をとっていただく研究協力者ということになります。

では、続きましてお願いいたします。

【井上検討会委員長】 次に、今ご質問いただきました調査員、先ほども200名以上の方にご協力いただくということで、その方たちのいわば身分といいましょうか、これを

はっきりさせる必要もあるだろうということで。しかし、200名という大量な数でありますし、やはり性格からいっても、今、検討していただいた検討会委員あるいは検討会・研究協力者、検討会委員・協力者というような範ちゅうに入らないだろうということで。

もう一度、検討会の調査要領、これをごらんいただきたいんですが、ここの第3項の(2)に「調査員は調査班が推薦し、検討会の承認に基づき、財団法人日弁連法務研究財団が委嘱する」と書いてあります。先ほどご承認いただきましたので、この手続で進めさせていただきますこととなります。

現実にもどのように調査員をお願いし、あるいは手続的にもどのように進めるかは、なおかつ検討する必要もあると思いますし、調査員の身分についても、内田さんのほうから説明ありましたが、いろいろ検討する必要もあるかと思しますので、きょうは、この手続だけをご承認いただいて、あるいは既にご確認ですね、いただきたいということでお願いします。

【金平座長】 それでは、もうご確認という言葉をお使いになりましたが、これは、では、確認をさせていただきますが。一応これでご確認いただいたことにしてよろしゅうございますか。

ありがとうございました。それでは、確認いたしましたので、これによって一応検討会のほうのそれぞれの体制が整い、そして、6月から実際の調査に入られるということでございます。それまでいろんな準備があるかと思いますが、どうぞ検討会の委員、また、協力者の皆様、調査員の皆様方、よろしく願いいたします。

続きまして、平成14年度の間接報告書、私たちの検証会議、10月から始まりましたが、年度末になりまして一応年度の終わりに報告書を出します。これを、正式の名称が中間報告書になるかどうかまだ決めておりませんが、とりあえず中間報告という名前できょうお諮りいたしますが、これにつきまして、井上委員長からお願いいたします。

【事務局(加納)】 すみません、事務局から配付資料についてご説明したいと思えます。お手元にあります資料のうち、資料2、資料4、資料5、そして、追加で配付いたしました要望書と記載されました宇佐美委員からの要望書が本件の資料ということになります。

申しわけありませんが、資料5につきましては、並里委員と和泉委員からの報告書の一つにとじてしまっておりますが、最後の2003年1月26日付とされました報告書が和泉委員のもので、そのほかのものは皆、並里委員からの報告書ということになっております。よろしく願いいたします。

【金平座長】 では、お願いいたします。

【井上検討会委員長】 今年度が差し迫って終わりに近づいていますが、中間報告書というようなものをいずれにしても出さなければならないということでもあります。4月10日には、財団から厚生労働省に報告をするということが契約内容だそうですので、少なくとも検証会議として今年度やはりまとめることが必要だと思えます。

そういうスケジュールを受けまして、きょう、検討会でご承認いただきましたが、何し

る10月から始まっているわけですが、今まで検討会の委員にはそれぞれの研究の状況について文書で出していただくということを要請してきましたし、再度それをお願いしまして、皆様さんのそのご報告を取りまとめて中間報告ということで案を作成したいと思いません。

段取りとしましては、運営委員会がありますので、そこで運営委員会で議論をして案を取りまとめて、3月19日の検討会に提案させていただくと。同日になりますが、その後に検証会議でご議論いただくと。その上でご意見いただいて、なお、修正をして、3月一杯には報告を仕上げたいと思います。まだそういう意味では手続的なことで言うと、いろいろ、本来ならば提案して議論していただいて、その後に報告の承認の会議が必要だと思うんですが、現実にはそれができるかどうかということもありますので、その辺の進め方はまたご意見いただきたいと思いますが。繰り返しますが、一応検討会では、3月19日に運営委員会が案を提案して、そこで議論していただくということになります。

【金平座長】 内容は？

【井上検討会委員長】 内容。補足。

【藤野委員】 先ほどの検討会でも申し上げたことをもう少し具体的に申し上げたいのですが。中間報告ですから、しかも、去年の10月からということですから、そんな大それたものではないだろう。できないだろうというか、とりあえず今回は無理だろうと思います。

しかし、ただ、来年度の課題だけを並べるだけでは、やはり去年の研究班のものとは比べてちょっと進歩がないのじゃないかと思しますので、もう少し、わずか短い期間でありましたが、10月以降の研究の自分の記録ですね。ある程度、中間でもいいですから、わかったこと、ここまでわかったとか、そういう中間的な何か結論でもあれば、一言お書き添え願いたいと思っています。

これは、なぜこういうことを申し上げるかというのは、去年と同じことでは能がないというだけではなくて、我々委員の間でも、お互いの研究交流がなかなか今、時間的にできていないわけですね。そうすると、ほかの方の研究成果もそういうものを通して拝見したいし、できれば、ほかの方の研究成果を自分の研究にも参考にしたいと思っています。そういう意味では、もちろん報告書ですから厚生労働省に出すことになるんですが、お互いの委員の研究の相互交流とかそういうことの意味も含めて、少し具体的なものをつけ加えていただきたいと思います。

それからもう一つは、個々の研究課題、今の研究状況というものが、ほんとうにこの検証会議、検討会の課題としてふさわしいかどうかということの相互的な批判も行うべきだと思います。つまり、海外調査も含めて、今自分が取り組んでいる研究テーマが、検証会議、検討会の目的に合致するかどうか。そういうことについても、やはりどこかでお互いに検討し合う必要があると思うんですね。予算がついているから何でも研究できるということではないと思うので。そういう意味でも、報告書を作成することを一つの機として、

その中にこれまでの自分たちのやっていた研究のささやかな成果でも出していただければ、報告書だけではなく、今後の、来年度の研究につながるものになると思います。

そういう意味で、ちょっと来年度の計画だけでは物足りないと申し上げたのは、そういうことも含めてなので。これはまた運営委員会で検討はいたしますが、委員の皆様もちょっとその辺お含みいただきたいと思っております。これは私の希望する意見でありますので、運営委員会では運営委員会として、また、次回に具体的なものをお出しすると思っておりますが、ちょっとご参考にしていただければと思います。

【金平座長】 それでは、検証会議の委員でもあり、検討会のメンバーでもある藤野委員のほうから、どちらかと言えば、藤野委員の今度の中間報告に向けての考え方というか姿勢というものと、あわせて、それをやっぱり検証会議の中でそういうところを考えてほしいというご要望と、両方あったように思いますが、これについてはよろしゅうございませうか。あくまでまだ内容は今度3月19日のときに、各検討会のメンバーから出されるということで、それを……。

【井上検討会委員長】 各委員が運営委員会で検討して、運営委員会から……。

【金平座長】 運営委員会が3月19日ですか。そうすると、だけど、検証会議のメンバーがそれに対して意見を言うのはいつになりますか。

【井上検討会委員長】 19日になります。

【金平座長】 19日でもいいんでしょう。だから、19日の日には両方あるわけですね。

【井上検討会委員長】 そうです。

【金平座長】 確認でございますが、検討会のほうで3月19日に、それぞれの委員がおまとめになったものをお持ち寄りになってご報告になると。確認すると。そして、それをその上で、その後にある検証会議でそれを伺って意見を言うということに、今、なっておりますが。並里委員、何かございますか。

【並里委員】 教えていただきたいんですが、その場で持ってくるのが初めてということですね。そうすると、そこでごらんになっていただくのは、もうたくさん、膨大な数だと思いますが。

【井上検討会委員長】 ちょっと待ってください。正確に。改めて検討会の委員の皆さんには、文書による報告の要請をします。藤野さんの今の意見もありますから、それぞれのお立場でやはり作業状況も違いますから。しかし、今年度やったことを精いっぱい書いていただいて、それを運営委員会で取りまとめて、運営委員会として報告書の案を検討会に提案させていただくと。同日の検証会議でその案を検討していただくというふうにさせていただきますということです。

【金平座長】 並里委員がおっしゃいましたのは、当日みんなが持ち込んで、初めてみんながそれをお互いのを見るのかとおっしゃったんでございますね。そうすると、ましてや、その後の検証会議のメンバーも、皆さんから出たものをその日一遍に……。

【井上検討会委員長】 いや、だから、それは皆さんにお出しはするかどうか考えます

が、運営委員会で一回まとめますから。それで報告書（案）として提案させていただくということで。

【金平座長】 井上委員長の中にはきつとつながっているんだと思うんですけど、ちょっと私の中でまだつながらないので、ちょっと質問を含めてどうぞお願いいたします。では、並里さんからいいですか。

【並里委員】 具体的に私は自分ものをどのぐらいいつまでにすればいいのかというのが非常に気かりなものですから、いつごろ出したらいいんでしょうねということなんです。

【金平座長】 それでは、神委員のほうから。

【神委員】 座長がおっしゃったように、私も前回、体調悪くて欠席をしていたという関係もあって、流れがもう一つ頭に入っていないということがある。それから、3月19日を目指して、これから運営委員会あるいは検討会というふうに作業が煮詰められていて、3月19日に検証会議にもうその報告書なるものが出されるということのようですね。

多額の予算を使って、多くの時間とエネルギーと、それから、多くの労力を費やして報告書が作成されるわけで、それなりに重い報告書になるだろうと思うんです。それを検証会議の場で持ち出されて、その検証会議としてそれを承認するという事になれば、検証会議の一員として非常に責任も感じなくてはならないし、その報告書の内容たるものについても、やはり了解をした上で、納得した上で検証会議として承認をすることが非常に大事ではないか。

検証会議の一員として、やはり後々責任を問われる立場であるわけで、3月19日に出して、いきなりその場で承認ということには、私は無理があるように思う。だから、あらかじめ、いつの段階で最終的に承認をするということにもよりますが、できればある程度時間をかけて、検証委員の1人1人がその報告書なるものを検討する時間的なゆとりを与えていただかないと。ただ単にベルトコンベヤーに乗せて、それを最終的に終わりのほうに運んでいくという手続だけに終わってしまうのではないかということ、私は一責任ある立場の者として危惧をしております。

したがって、そこのところも十分お含みおきの上、最終的な報告書をつくり上げていくということが、責任において欠くべからざる手続の一つになるのじゃないか。そのように思っていますので、そのことを十分お含みおきの上、お考えいただきたい。この時点で、私が今、危惧している点について具体的にお考えをお示しいただくならば、なおありがたいと思います。

【井上検討会委員長】 おっしゃることはそのとおりですが、これは最終報告を出すところの手続ではない。あくまで今年度、しかも現実には10月から始まって、しかも、むしろなかなか手続的な話で、現実には検討会で調査の内容についてきょう初めて報告していただいて、しかも議論はできなかつた。こういう現状ですから、私は藤野さんのご意見とちょっと違いますので。今年度は、活動報告的なものをまとめて中間報告とするしか

い。そこに、検証会議の方向とか、こうあるべきだとか、ここまで解明できたとかいうような、いわば評価に関するものは現実には無理だと思うんです。それはちゃんと議論しなければなりませんから。

そういう意味で先ほどのようなご提案をしたわけですが。ただ、これもまた誤解をされると困るのですが、その19日の検討会に提案して、検証会議に提案して、そこですぐ直ちに承認と申し上げたわけではなくて、そこでご意見いただいて、その上で、ほんとうはもう一回、今月下旬に、19日以降に検討会、検証会議を開いて、そこで議論して、最終的にそこで承認していただくというのがやはり好ましいと思うんです。ただ、それができるかどうかの問題なので。皆さんがそうして、私もそれが一番やはり、報告書の中身にかかわらず、そういう手続を踏むのがいいと思うんですが、これは現実の日程の問題ですから。ただ、方針としてはそのようなことを考えてご提案をしたということです。

【金平座長】 今、委員のほうからありましたように、我々には検証するという大きな責任がございます。これについては多くの方が期待も込めて見守っていらっしゃると思うので、どう応えるかということがあります。初年度で途中から始まって時間がなかったからここまでというのは大変つらいんですが、そうかといって、やはり膨大な資料を前にして何ができるのかということと、手続論にどうしても費やしてしまった。しかし、一方では聞き取りという形でやってまいりました。

普通ですと、最初の年には、検討課題というものをきちっと整理して、まずそれをお出しするということがあるんですが、私の感じで、それは、検討課題については、検証会議がもう既に整理して、提示しているわけがございますから、それに基づいて検討会の皆様たちがそれぞれの研究分野をお決めになって、そして、その方法論を含めて、今、お人を集めて検討していらっしゃるんで、そこのところをきちっと出していくと。ですから、検討課題はもう出ているんですが、その課題に沿って方法論とそれから方向性を今回は出していただくということがまずあるのかと思います。

ただ、藤野委員が先ほど、ただそれだけではやっぱりだめで、やっぱり中身のところをもう一步進まなくてはだめだというふうに私は伺いましたが、そこのところ大変難しいところだと思います。重々神委員のおっしゃったことがわかるんですが、この時間の中でどうやっていくか、少し考えたいと思います。

3月19日までに、とりあえず検討会の皆様たちがご自分の検討課題に沿って整理なされたもの、それからまた、調査に入られたもの、そういうものを整理していただいて、ある程度方向づけをして出していただけるというふうに考えてよろしゅうございますか。とても大事なところだと思います。やっぱり何を今度は報告するのかという形で、しかも、その報告、検討する時間がないということでございます。ここはみんなでそれこそ考え方を共有しておきたいと思いますが。

ちょっとその前に松原委員、お願いします。

【松原委員】 検討会の松原です。ちょっと報告書のことで確認させていただきたいん

ですが、今話題になっている報告書というのは、検証事業の平成14年度の報告書ということでしょうか。

【金平座長】　そうです。

【松原委員】　そうしますと、今話題になっていたのが検討会の委員が執筆する報告書だったと思うんですが、そのほかに、その検証事業の報告書というのはどのようなものが盛り込まれる予定なのでしょう。つまり、検討会委員が執筆した報告書というものが、その検証事業の報告書のどのような部分を占めるのかということと、それから、検討会の報告書以外にはどのような内容が盛り込まれるのかということをちょっと教えていただきたいです。

【井上検討会委員長】　私の理解で言いますと、検討会の活動ありますね。それと、プラスするとすると、検証会議が各園の聞き取りを重ねています。それから、議論をしている経過がありますね。だから、それをあわせて検証会議としての中間報告というか、中間報告と言うとまたややこしいから、14年度報告ということになると思います。

ですから、やはり核は検討会の皆さんの活動であって。ただ、これもまた、それぞれの方の活動の中身が違うと思うんですね。藤野さんはせっせと研究されているわけですし、外国へ行かれている方もいるし。しかし、全員が同じようなペースではないし。でも、それは現状ですから、その中で、今年度どれだけ最大限努力されたことを報告していただいて、それを核にして取りまとめる。取りまとめるぐらいではないかと思うんです。検討会として、会全体として何をしたか。そして、どういう方向でどこまで成果が上がったか上がらなかったかというようなことは、はっきり申し上げて出せる段階ではないと思うんですね。だから、そういうことと言うと、現実の活動を踏まえて、できる範囲で今年度の報告を出すしかないだろうと。

それからもう一つは、これはもちろん税金を使ってやっていますし、私たちがいわば、我々研究者あるいは委員の使命としてこの活動に取り組んでいるわけですね。国民の皆さんからいわば付託をされている。厚生労働省だけではなくて、私はそう考えていますが。ですから、今年度の活動についても、その成果は国民の皆さんにお返りする。これは当たり前なことだと思うんですが。しかし、形式的に言えば、財団から厚生労働省に今年度の事業活動として報告するものですね。そして、これはあくまで今年度ということですから。そうすると、決していいかげんでいいと言っているんじゃないですよ。きちんとすべきところをきちんとして、最大限今年の成果を生かす形で報告書をつくるというしかないと思うんです。

【金平座長】　ただ、井上先生、松原先生がおっしゃったのはもう一つ別なんですね。検討会のほうで出したものだけでなく、検証会議はそのほかに何か出すのかという意味もありますね。そこだと思うんです。

【内田副座長】　今のご発言に関連して、少し全体で共有しておきたいと思うんですが。財団から厚生労働省に上げるペーパーの作成名義人は検証会議という名称になるのかと思

うんですが、そこは事務局、それでよしいんでしょうか。報告書の作成名義人は検討会ではなくて、検証会議という名称になるのかと思うんですが。

といたしますと、検討会から検討会名義のペーパーが検証会議に出たときに、そこで検証会議として、当然、その名義の書きかえをするということは、単に形式的にするだけじゃなくて、実質的なものが入って検証会議の名前でペーパーを作成して提出するという形になるのかと思うんですよ。そこは全体でまず共有しておく必要、今、松原委員のご質問とかかわって、しておく必要があるかという気がするんですね。

つまり、検証会議が検証会議の名称でペーパーを作成するに当たって、検討会のペーパーは非常に重要な資料といえますかね。内容的にはほぼ同じかもしれませんが、ただ、名前を書きかえるというだけでは済まないということかと思うんです。そこは確認してよろしいでしょうか。

【金平座長】 どうぞ。

【松原委員】 私が一検討会委員として検証会議の先生方をお願いしたいのは、検証会議として各園を巡っているいろいろな貴重なお話を伺ったり、それから、園の方とコミュニケーションをとったりということがあったわけですね。ですから、そのことについて、単にいつどこに行ったということではなくて、検証会議の委員の先生方がそれによってどのようなことをお考えになったのかといいますが、そういった単なる活動の記録ではなく、検証会議の委員の先生方のやはり何らかの報告といいますが、そういったものをつけ加えていただいたらと願っております。

【金平座長】 わかりました。内田先生がおっしゃってくださったと同じなんです、やっぱり検証会議として報告を出すと思います。そのためにはいろんな調査が必要。この調査を検討会の数多くのいろいろな分野の方たちをお願いをしたと思います。それも、やはりそれぞれの先生方の分野というのがおありになるでしょうから、テーマを決めていただいて、あくまで検証会議の検討会と、私たちが整理したものに沿った中で検討会の皆さんたちも検討が進められているものと私は理解しているわけですね。

したがって、それを出していただきながら検証会議で、もちろん検討会の皆様も含めてですけれども、一緒にここで議論をして、最終的に検証会議として検討課題に対する報告をするということになると思います。ペーパーをだれが書くかという問題まではまだちょっと考えておりませんが、手続としては私はそういうふうになると考えています。ですから、私は、検討会の報告書、検証会議の報告書ではないという理解でございます。

【井上検討会委員長】 それでいいですか。そういう理解で、私もそういう理解なんです。具体的な手続で言いますと、検討会の報告、例えば報告書（案）を検討会でつくりますね。今、運営委員会という話をしました。その後、検証会議自体で、その案を踏まえて検証会議の活動を、先ほど出しましたが、ああいう提案を踏まえて、さらに加えてまとめて作業をするのか、それとも、検討会段階で検証会議全体の活動も含めて運営委員会で検討して、案としてお出しするのか。それが問題になりますね。



私はもう時期的な問題で言えば、その後のほうで、検討会の運営委員が検証会議の活動も含めた検証会議としての案を提案して、そして、審議して決めていただくというほうがいいのではないかなと思うんですが。その点を少し議論していただいたほうがいいかなと思います。

【金平座長】 そうすると、検討会のほうで、個々の委員がお出しになったものをそのまま検証会議に上げるのじゃなくて、検討会のほうで整理をなさるといことですか。

【井上検討会委員長】 検証会議が独自にまたやっていただけるなら、それはそれで、検討会の仕事だけに絞りますが。

【金平座長】 ただ、検討会の個々のご報告も、当然検証会議のほうにご提案というか、ご提示くださるんですね。

【井上検討会委員長】 もちろんです。困ったな。全体の検証会議の報告書が仮にできますね。そうすると、その中の中身は、検討会の今までの活動報告プラス検証会議の活動報告。そして、望ましい姿は、全体で議論して、では、来年度どうするかとか、方向としてはこうだというのが、それが望ましい姿ですが。とりあえずは検討会の活動報告と検証会議の活動と、それから、今言われたようなものもつけ加えられればつけ加えて、それで報告書（案）を作成することが必要だと思うんです。これは急がれるわけですね。4月10日でなくていいという話になれば全然別ですが。

【金平座長】 だから、最終的な報告書にはまだいろいろな、どういうプロセスでどういうふうにするかももう少し検討いたしますが、とりあえず今年度の終わりに、中間という言葉が何と何の中間かちょっとわかりませんので、14年度の報告書というようなものを出さなくてはいけないという。ほんとうでしたら、このところできょうは、このような形の報告書（案）の骨組みでも出せばいいんでございますが、それはちょっとまだこの段階ではできておりませんので、きょうは、そういうことはやっておりませんが。きょうここでいろんなご意見をいただいておいて、詰めるべきところを検証会議の準備会で少し詰めて、またご提案もしたいと思いますが、いかがでしょうか。今のことについて。はい、どうぞ。

【内田副座長】 井上先生のほうから、3月19日の会議に、個々の検討会の先生方がお書きいただいたペーパーを検討会全体としてまとめたものを提案していただくというご提案をいただいて、それは承りましたということだと思うんです。ただ、その先で、19日の検証会議ですぐ直ちに了承ということはちょっと難しい。今の段階で確約はできなくて、やっぱりどういうペーパーが出るかによって、例えば検証会議の反応は違ってくる可能性は当然あり得るわけですから。そこは、19日の検証会議にかけるといことまできょうお決めいただくと。その先については、準備会でいろいろご議論いただくと。さまざま問題もあると思いますので、ご議論していただくということでしょうかと思うんですが。

【金平座長】 今、内田委員がおっしゃってくださいましたが、大変まとめてくださいましたが。ちょっとこれについて一、二、何かご意見がありましたらおっしゃってください

いますか。はい、どうぞ、逡委員。

【逡委員】 私たちは療養所に隔離をされて、生涯そこで生きることを余儀なくされてきたわけで、ハンセン病の歴史も、実態も、今後どうなっていくのかということについても、私どもの立場は立場としてそれなりの考え方を持っております。しかし、検証会議の一人としてご参画をなさった委員の中には、具体的に療養所を訪問するのが初めてだ。療養所の中で隔離されていた者たちが何を考え、どういう体験を積み今に至っておるのか。そして、療養所の今の姿形はどうなのか。いろいろ私どもと立場を異にされた方々が療養所を訪問されて、受けた印象なり、見解なり、考え方、あるいはそれなりの委員の立場で検証されたであらまいしょうし、それなりの受けた印象とか、あるいは見解とかいうものがあるんじゃないかと思うんですよ。そういうものがおそらく内面に蓄積されているのではないかと思いますので、そういうものを何らかの形でどこかにあらわす必要があるのではないかということをお私、非常に感じています。

金平座長さんもいろいろな療養所をお訪ねになって、いろんな印象をお持ちのように伺っておりますし、先般、多磨全生園の資料館までお運びいただいて、具体的にごらんになって、いろいろまた思ったこともあるんじゃないかと思うんですが、そういうものを何らかの形で検証会議の報告書の中に盛り込まなくては、私は非常にもったいないような気がするし、そこにある示唆あるいは教訓といったものを酌み取る一つの何かポイントがあるような気がするんですよ。

だから、私たちはずっと療養所の中で生きてきましたから、もう慢性化して何も感じない立場でもあるかも知れないけれども、初めて療養所をお訪ねになって、こういうことなのかと非常に衝撃をお感じになっておかしくはないと思うし。そういうものというのは非常に検証会議の報告書の中に盛り込むことは、つまり情報開示の時代ですから、一般国民に対してもそういうものは目にとまることになると思うので、素朴な国民感情から見ても、検証会議の委員の方々は、そうだったのか、こういう印象を受け、こういうふうにお考えを持っているのかというものが、私は何かなくってはならないのではないかと、そう思います。

余分なことを申し上げましたが、そういう形でどこかにあらわす工夫もしてほしい。そう思います。

【金平座長】 ありがとうございます。全く私もそう思います。

それで、もう一回、ちょっとだんだん時間も迫ってまいりましたので、特別ご意見がなければ、とりあえず時間的には3月19日に、各検討会の皆様方がお出しくくださった、検討会のほうにご自分のそれまでの経過をお出しになって……。

【井上検討会委員長】 ちょっと待ってください。しつこいようですが、各皆さんは、今、一応文書で出された方もいるんですよ。だから、それで足りなければですが、今、新しい意見も出ましたから、こちらから改めてどういう内容でお書きいただきたいかを検討会の委員の皆さんにまずですね。活動報告を出していただくと。だから、これはもう今月

中なり……。

【金平座長】 来月でしょう。

【井上検討会委員長】 今月中ということはないね。来月の早々なりに出していただいて、それを運営委員会でまとめて整理して、報告書という形でまとめて提案させていただく。つまり、今までの話で言うと、だれがまとめるのか。だれが書くのかという議論がないわけですから、それはここではっきりさせていただかないと、まとめる人間いないわけですからね。だから、それを運営委員会としてやらせていただくと。で、提案をする。そういうことで作業を進めるしかないと思うんです。

【金平座長】 すみません、よくこちらのほうの連絡がとれていないんですが。そうすると、皆さんから出しましたものを、検討会の運営委員会のほうで19日までにおまとめになるということですね。

【井上検討会委員長】 そうです。

【金平座長】 そこまではよろしゅうございますか。

【森川委員】 森川です。検証活動の一環として各園で証言を聞いておりますその記録を見たいんですが、これは可能でしょうか。

【金平座長】 これは、ちょっと事務局、教えてください。

【事務局（加納）】 これまでの検証会議の結果ということでしょうか。

【森川委員】 はい。

【事務局（加納）】 その議事録については財団のほうにございますので、委員の方については、お問い合わせいただければご回答いたします。

【森川委員】 いや、園で行っている証言の記録を……。

【事務局（加納）】 各園で開かせていただいた検証会議で行った聞き取りの証言ということによろしいですか。はい。それは、公開部分と非公開部分の議事録ということで財団のほうにはございますので。どの部分と言っていたいただければお出しいただけます。

【金平座長】 それは、園でやった聞き取りだけでなく、東京のこの会場でやったものも含めておりますね。ということでございます。

それでは、とりあえず今、検証会議の委員がこれまでの蓄積という言葉をお使いになりましたが、それをやはりぜひ相互に、または、それをまとめる努力というか、みんなで話し合うべきであるというご意見であったかと思えます。とりあえずはもう時間がないので、それでは、いつまでにあれをお出しになりますか、こちらに。

【井上検討会委員長】 ちょっとそれは相談させていただいて、改めて案内を出させていただきます。

【内田副座長】 今の井上先生のご提案ですが、3月19日までに、検討会の委員の先生方が提出されたペーパーを検討会の運営委員会でおまとめになって、報告書（案）をおつくりになると。そこについては全然異論はないんですね。それを3月19日の検証会議にお出しいただくということは全然異論はないんですが。

ただ、その検証会議で白紙委任しろと。検証会議でそれをパスして、オーケーしろと。そうしないとスケジュールちょっと難しいということまで意味しているとすれば、それはちょっと難しいということだけで。19日にご提案いただくということまでここで承認するということかと思っているんですが。

【井上検討会委員長】　ただ、私は、その趣旨はよくわかるんですが、実務的に考えて言っていますので。ですから、繰り返して言いますけども、別に19日に決めるという話ではないと。でも、タイムリミットがあるので、それから考えると、検証会議の会議をさらに開いて、そこで最終的に決めるというようなことは必要だと思うんです。それをしないならば、別なやり方ですね。例えば書面でやるとかですね。何らかの形で最終決定をするという段取りは必要だと思うんですが、そこを今、少し詰めて決めておかないと、報告書はつくれません、はっきり言って。

【金平座長】　私も大変反省しております。本来ならば、こちら辺を詰めてきょうご提案すれば一番よかったんですが。とにかくきょう検討会でいろんなことをまだお決めになっている段階だったものですから。きょうの検討会の結果を私も実は検討会にきょう初めて出させていただきまして、ずっと伺っておりましたので。今おっしゃいましたように、相当もう外国にもいらっしゃって、進んでいらっしゃる方もあるし、まだこれからという方もあるようで、スタートの時点で、まだいろいろ温度差というのがあるかと思います。しかし、ご努力なさっていらっしゃる様子も拝見いたしました。

それでは、とにかく19日までにどうするかもう少し整理させていただきまして、場合によっては、やはり検証会議のメンバーで最終報告に至るプロセスの中で、もっと少し意見交換というんでしょうか、検討するということも含めて、きょうはお諮りしておきたいと思います。何日にこうするというところまでいけませんので、とにかく19日までに検討会の皆様たちが、運営委員会のほうに資料を出していただくということまできょう確認させていただいてよろしゅうございましょうか。

【宮田委員】　神委員のおっしゃっていたことはもう一つあって、要するに検証委員である我々が何か書いたらどうかという問いかけだと思うんです。確かにごもっともだと思うんですが、もう少し時間をいただけたらというか、例えばあと1年やった段階でというようなことで考えていただいてもよろしいでしょうか。ちょっと何かパタパタと今まで来ているので、私たちも未整理なところがあるので、その部分はもう少し時間をいただけたらありがたいなと。

【金平座長】　では、一応ご意見として伺っておいてよろしゅうございますね。

【筈委員】　先ほど来、やはり中間報告という形でも、非常に内容的に我々としては、今後の方向もそこで示されるという意味合いも持つということですので、やはり時間が欲しいと。だから、検討会の委員長である井上先生のほうから、一応まとめるから、それをもう一度検証会議として検討してくれないかという意味合いのご提案今あったわけですから、これを受けとめて、我々がもう一度会議をそのために開くと。中間報告が出されたそ

の内容について時間をもらって、よく我々も読み、そして、それに対する意見を言う会議を開く。それが必要じゃないかと思うので、その方向が今の段階では正しいんじゃないかと。そういう方向が望ましいということをお願いしたい。

【金平座長】 ありがとうございます。ほかにご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

【鈴木委員】 実際に短い期間で一応原稿と言えるようなものを書かなければいけない身としては、後で連絡しますという後というのは具体的にいつごろになって、私たちは一体どのぐらいの期間を報告書の執筆に費やすことができるのか。今この非常に忙しい時期に1週間とか言われても、ちょっと先生の大学も同じような状況だと思いますが、難しいものがありますし。

長さにしてもどのぐらいの長さ。人によってすごくバラバラになってきますよね。どの程度の詳しさのものをね。例えば私なんか江戸時代です。詳しく書けと言われて、資料をだらだら引用するようなものを求められるのか、こういう資料をこれだけ見ましたというレベルのものを求められているのか、全然イメージがわからないんですが、そういうことも指示していただけるのでしょうか。

【井上検討会委員長】 スケジュールはさっきから申し上げていますから、大体どの程度でやらなければならないかはわかりいただけると思うんですね。だから、日を決めると言えば、3月5日ぐらい。逆に言いますと、その範囲でできる最大限の努力をしていただくということでしょう。書き方についてあれこれこうという話になれば、それこそ個人差は大きいわけですし。先ほど出ましたように、検証会議の委員の方でも同じだと思うんですね、あと1年欲しいという方と、それから、今の段階でも書けると。

でも、それは、今の段階だって、やはり個人差があって当然だと思うんです。それぞれの方の現状で書いていただくと。何枚に抑えろとか、あるいは中身でどうだとかいう話ではないのではないかと思います。それは、指示を出せと言われても逆に困る点があります。

【鈴木委員】 内容的な問題で、例えばこの中間報告、研究経過報告ですよ。箇条書きのものを求められているのか、それとも前に出したような、結構文章化されていたよね。ああいったものを求められているのかというイメージも、ちょっと私にはないんですけれども。

【井上検討会委員長】 前と言うと、どういうことですか。

【鈴木委員】 去年の報告書は文章になっていましたよね、一応全体にざーっと。

【井上検討会委員長】 はい、はい。

【鈴木委員】 ああいうものを求められているのか、この研究経過報告書にあるような、(1) 何とかと、ざーっと箇条書き的なレジュメのようなものを求められているのか、その辺のイメージを。どちらでもいいとおっしゃっているのか。

【井上検討会委員長】 ちょっと今それも運営委員会で議論して、それでまた直ちにご連絡するようにします。

【金平座長】 まことに運営がおくれてしまって申しわけございません。あと、どうしても1つしなくてはならないことがございますので。このことについて、まだ検証会議の皆様方も大体きょうでおわかりになったと思いますが、検討会のほうも大分今、まだ詰めていらいっしょらないところがございます。しかし、おっしゃっているような締め切りのほうのことも気になるしというところで。ここをどのようにするか、少し私どものほうで検討いたします。ただ、3月5日という具体的なのが出ましたので、そこら辺はめどにさせていただきますか。それももうちょっと待ちますか。はい。

【並里委員】 この日にちぐらい決めてもよろしいんじゃないでしょうか。例えば第2週までとかですね。5日ってなんか半端ですが。金曜日が7日ですけど、6日とか、それから……。

【井上検討会委員長】 もうやめましょう。ちょっと後で議論して……。

【金平座長】 井上先生のほうで少しまとめていただいて、皆様方に必ずご連絡するよということにしたいと思います。検証会議のほうも、検討会のほうの様子を見ながらスケジュールを考えますので、ご了解いただきたいと思います。

ちょっと打ち切りという感じで申しわけございませんが、よろしいでしょうか。いろいろなお意見が出ておりますが、それもいろいろ宿題をいただいておりますので、その宿題のままになりましたが、本日、この議題を一応ここで打ち切らせていただきまして。それにしても、検討会の皆様たち、お忙しいでしょうけれども、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、情報開示の問題についてお諮りいたします。これにつきましては、光石委員のほうからご説明をお願いいたします。

【光石委員】 資料 - 1から3をごらんいただきたいんですが、昨年の12月からの合同会議での議論に基づいて、その資料の - 1に当たるような、本年の1月に検証会議のアクションプランというものを作成しました。

アクションプランというのは、一つは、資料のあるところに行って、その資料がどんな状態であるかということ进行调查すること。それが1です。2というのは、これは資料のリストアップをしてもらうということ。3というのが、今度は個々の資料について情報開示を求める申請手続。この3つのアクションなんですが、第2のアクションについては、ほとんど異論がありませんが、第1と第3のアクションについては、考え方はかなり基本的な違いもあります。それは、患者さんや元患者さんの個人情報を含む資料についてどう扱うかということです。検証会議の基本的な考え方は、このアクションというのは情報公開法に基づく手続とは基本的に違っているということで、そこは情報開示であるということを主張しております。

それから、個人情報の保護というのも、本来、検証会議の真相究明事業という非常に公益性の強い必要がある場合には、そしてまた、個人、元患者さんや患者さんの同意がちょっと無理であると。例えば連絡がとれない、ないしは行方が知れないというような、そう

いう場合のことをどのように考えるか。そういう場合には、公益性の強さからして、そういう1つ1つの同意がなくても開示が認められるのではないか。そういうことを主張してまいりました。

資料の - 2 というのは、私どもに対する委託者である厚生労働省の考え方に対する私どもの回答でして、基本的にはこの資料の - 1 に基づいた要望を各照会先に厚生労働省がやっていただくということではないかというのが、検証会議の考え方です。

資料の - 3 に、2月25日付の厚生労働省の考え方が出ております。厚生労働省の考え方というのは、資料の保管者という立場から、いろいろな権限があるのではないかとこの立場に立って、個人情報保護を守るとこの立場から幾つかの制約、例えば資料管理者の立ち会いであるとか、資料管理者の指示に従うとか、そういう制約を加えるのは当たり前であるという考え方に立っております。

時間がないので、私の結論的なことを申し上げますと、準備会が個々のやりとりは行ってまいりましたが、この段階で、資料の - 1 に基づいて、これを厚生労働省のほうから各照会先に対して、こういう検証会議のアクションに対して協力してほしいという要請をしてもらうということでもういいのではないかと考えております。当初存在した先ほどの考え方の違いは、少しずつ縮まってきたように思いますので、おそらく厚生労働省の考え方としても、この真相究明事業の重大さということを考えて、情報公開法とは少し違うということもお考えになっておりますようです。もともと個人情報の保護というのは、患者さんや元患者さんの権利を守ってきた方が個人情報の保護の立場から制約を加えるという考え方が当然だと思うんですが、もともとこの真相究明事業というのは、国家が誤った政策をとったことについてのその真相究明ですから、それまで患者さんや元患者さんの権利を守るどころか、むしろ侵害してきたという、療養所に限りませんが、そういう立場からの考えだとすると、個人情報の保護をいわば盾にとって、真相究明事業を妨げるようなことはしないということは、おそらくご理解いただいているんだろうと私も思います。

結論は、要するに資料 - 1 について、委託者であるところの厚生労働省が、ほぼこれに従って全面的に協力してくださいということを別紙としてくっつけてやっていただくということによろしいのではないかと。以上です。

【金平座長】 ありがとうございます。経過につきましては、今、光石委員のほうからお話になりましたとおりでございますし、私どもの姿勢というものもご説明いたしましたが、何かご意見ございますでしょうか。

【藤野委員】 実際にこの中で資料調査といいますが、紙に書かれた文献を集めているのは私だと思いますので、実際の現場からの意見を申し上げます。資料調査というのは、個人の情報にかかわる、今問題になっているようなカルテとかそういったものももちろんあります。

しかし、同時にまた、厚生省、今の厚生労働省等の隔離の政策立案過程にかかわる重要な内部資料もあるわけです。今、厚生労働省には、昭和27年、28年当時のらい予防法

案改正時における省内の議論、それから1次草案、2次草案というふうな何度もできた草案が全部あるわけですね。こういったものを分析することによって、なぜ1953年段階で誤った隔離をなおも続けたのかがもっともっと解明できるわけです。そういったものも資料に入っているわけですから、決してその資料というのは個人情報に関するものだけではないわけです。個人情報保護ということをも盾にとり、そうした国の誤った施策の根本を示すような内部資料まで自由に見られなくなれば、これは真相究明が全くできないことになります。

ですから、私は、この厚生労働省の姿勢いかんによっては、真相究明をすと言いながら、実は資料の閲覧制限等々によって真相究明できなくなるのじゃないかという危機を感じております。そういう意味では、資料といっても個人情報だけではない、そういう国の側の非常に重要な政策資料もあるということ。それから、厚生労働省だけではなくて、このらい予防法の改正には、外務省、法務省、公安調査庁、警察庁が絡んでおります。多岐にわたります。そういった総合的な資料を調査、分析しない限り、なぜ1953年においてもらい予防法を維持し、隔離をしたか解明できません。

そういう意味では、先ほど光石委員がおっしゃった、この - 1 の案に沿う形で厚生労働省側のご理解をいただきたいと思っております。例えば現場責任者の指示に従ってなどという条件を入れてきますと、ほんとうにさまざまな理由を使って、隔離の実態を覆い隠すようなこともあり得るわけですね。ですから、もし現場責任者の判断がどういう判断基準か、これも具体的にやはり記すべきだと思います。そういう意味で、この - 1 の案を基礎にして、厚生労働省のご理解いただきたいと重ねて申し上げます。

【金平座長】 はい、どうぞ。

【筈委員】 今、最終案という形で提案されているわけで、これはもう既に過去2回、たしか討議されていると思うんですね。そこで出てきた意見を取り入れているし、特に私たちの立場、原告や患者の立場から言えば、それに対する非常に細かな配慮がなされているという点で、同時に、この情報開示というのは検証会議にとって、また、検討会にとって重要なポイントですし。

私自身、個人の立場で言っている現在、私は、栗生楽泉園の特別病室の復元を強く求めておりますが、これに対する厚生労働省の今までのやりとりでは、例えば復元に関しては私たちの意見は聞くが、しかし、そこにある、いわゆる青写真、つくり上げられたその青写真は全然ありませんよと。これはもう調べもしないでしゃべっている感じがありありとあります。そういう観点から言っても、この情報開示を強く求める形でこれはきょう決定してもいいんじゃないかと思えます。

【金平座長】 ありがとうございます。それでは、今、筈委員からもおっしゃっていただきましたが、この検証会議のアクションを早く出さないと、やっぱり現場で調査のときに混乱が起きますので、きょう、何らかの形でご決定をいただきたいと思えます。

厚生労働省から何かございますか。なければ結構ですし、何かコメントがございました



ら、ご発言ください。

【厚生労働省（姫野）】 厚生労働省の姫野と申します。本日の資料3の3ということで、私どもの考えておりました修正の案というものをお出しさせていただいております。本日ちょっと国会の関係もございまして、課長が参ることができませんで大変申しわけございません。若干だけ説明させていただきたいんですが……。

【金平座長】 ちょっとあまり時間がないんですが、申しわけないけれど。

【厚生労働省（姫野）】 わかりました。基本的にすべて情報を開示するということについて我々も考えております。情報公開法の枠組みにとらわれることなく、現地での調査などに対して協力させていただきたいと思っております。その際に、非常に個人情報などもあるものですから、そういったものについて、その場でどういった形で開示をしていくかということでご相談させていただきたいという趣旨で、 - 3の最初のページですが、1 . 5ということで調査時の注意と、ちょっと注意という書き方が語弊があるかと思いますが、個人情報がある場合にどういう取り扱いをしていくかということ、言わずもがなのことではございますが書いております。

こういった形で我々のほうとしては、各行政機関それから自治体のほうにも依頼をしていくということで考えたいと思っておりますが、こういった方向でもしご了解いただければ幸いに存じております。

【金平座長】 光石委員。

【光石委員】 この資料の - 3の中には、「立ち会い者の指示に従い」という文言がありまして、これは - 2の私どもの回答の中で述べましたように、例えば立ち会い者が選んだ資料を立ち会い者が選んだ場所および方法で調査するというようなこととなりますので、これは先ほども申し上げたような理由から、真相隠しにつながるおそれがないとは言えないようなやり方になっております。

立ち会い者が必要だというのは、それは、資料を保管するという立場からしますと、散逸したらいけないとか、いろいろなそういうことはよくわかります。しかし、それは国が委託した事業ですから、検討会の委員なりあるいは関係者が行って、これは検証会議の名前において資料の調査をするし、あるいは請求するわけですから、そういう散逸したりするというようなことについては検証会議が責任を負うということになりますから、そういうことはないということです。

もちろん立ち会い人がいても構わないかもしれませんが、要は、その指示に従うということは認められないと。したがって、厚生労働省の - 3の注記がなければだめだということはお考えではないだろうということで、私は - 1について、これももちろん多少の文言についてこのとおりではなくてはいけないとも思いますが、ほぼこの線で厚生労働省が委託する立場としてお認めいただくということで、私ども検証会議としてはお受けすると、こういうことではないかと思えます。

【金平座長】 それでは、まだ十分にお読みになっていらっしゃる方もあるかもし

れませんが、さっき弐委員おっしゃっていただいたように、もう既にこれまでも出してきたものがございますから。一応、今の厚生労働省のお話でも、基本的には開示すると、すべて開示するという、その前提に立ってのこの内容であるというご説明でございましたので。私どものこの最終案で、今、光石委員がご指摘になったところがございますが、そこら辺のところは今お聞きになったとおりでございますが、一応、この最終案を私どもとしては厚生労働省のほうに出すということについて、よろしゅうございましょうか。

特にご意見がなければ、そのようにしたいと思います。はい、どうぞ。

【並里委員】 極めてプライバシーの保護にかかわる内容のものと、そうじゃない、このぐらいはもう報告を既にしてあるからというものと二段構えはいかがですかというようなことを、どうしてもにっちもさっちもいかないといいますが、進まない段階のときに、私はお願いしたいと思うんですが。それも、今出してもらっても困りますか、どうですか、そういう。もう一緒に全部ということですか。

【金平座長】 ええ。とにかく基本的には全部出していただくと。出すと今おっしゃっているわけでございますから、ただ、個人情報の場合についてはこうこうというふうについておりますが。これをあまり細かく、こんな場合、こんな場合というふうなことじゃなくて、基本的なところを確認していかがでしょうか。

【並里委員】 これが早急に進むことを願っておりますけれども、また時間がかかるという心配があったものですから。

【金平座長】 現場ではいろんな心配もあるというご意見もございましたが、これを検証会議としての案として厚生労働省のほうに出すということで……。

【光石委員】 座長、最終案というのは - 1 ですね。

【金平座長】 - 1 です。

【光石委員】 はい。

【金平座長】 それでよろしゅうございますか。

では、 - 1 を厚生労働省のほうにお出しすると。そういうことにしたいと思います。

ありがとうございました。それでは、きょう用意いたしました議題は全部終了いたしました。やはり時間がオーバーしてしまいまして、まことに申しわけございませんでした。

【弐委員】 座長、一言だけ。

【金平座長】 一言。

【弐委員】 事務局をお願いします。非常にやはり私なんか聞きづらい、このマイクを通して非常にこの会場、反響が今までになく多くて聞きづらいです。これは重要な会議ですので、できるだけ会場の設定も、我々不自由な者もありますし、耳も十分でないということから、もっときちんとした形で設定していただけないか。

【事務局（加納）】 はい、努力いたします。すみません。

それで、最後にスケジュールについての確認ですが、お手元に配付いたしました資料 6、7、8 に日程等書いてございますが、現在確定しているのは、資料 6 にあります 3 月、4

月の会議予定、こちらのほうは確定しておりますが、資料7、8につきましては、あくまで事務局のほうからの試案ということでご理解いただいて、この前後についての日程で考えていきたい。そして、平成16年度についても、まだまだ研究が続くというご意見を伺っておりますので、ぜひ16年度も事業を続けるように要望していきたいと考えておりますので、そういうものとしてお受け取りください。よろしくお願いたします。

スケジュールについて特に何かご質問ありましたらあれですが、なければ……。

【金平座長】 それでは、スケジュールについては、恐れ入りますが、個々に事務局のほうにまたお知らせいただきたいと思います。

それでは、以上をもって終わりますが、最後に井上委員のほうからちょっとお願いがございます。

【井上検討会委員長】 ちょっと情報提供ということですが、3月の17、18、19日に、居住福祉学会の集会在栗生楽泉園、草津町で開かれます。18日は公開シンポジウムということで、町の皆さんと在園者の方たちと一緒に議論をして、楽泉園の将来、町の将来を語るという企画になっています。案内が中にも入っていると思いますので、ぜひご参加いただきたいと思います。この検証会議の作業ともかかわりある在園保障の問題で、そちらでいろいろ取り組みがされていますので、ご案内させていただきます。

【金平座長】 では、どうもありがとうございました。いろいろとペンディングになっている問題がございます。特に検討会の皆様たちの問題がございますが、井上先生、よろしくお願いたします。

了